

# 第87期 中間決算公告

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号  
株式会社 仙台銀行  
代表取締役頭取 三井精一

平成19年12月21日

## 中間貸借対照表 (平成19年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け	17,207	預渡性預金	723,298
一口金	56,500	借入金	22,450
買入金	37	外国為替	9,983
有価証券	207,389	その他負債	0
貸出	489,685	賞与引当金	2,878
外国為替	95	退職給付引当金	233
その他資産	5,226	役員退職慰労引当金	525
有形固定資産	9,447	睡眠預金払出損失引当金	106
無形固定資産	198	再評価に係る繰延税金負債	70
繰延税金負債	3,609	支払承諾	1,320
支払承諾	2,884	支払承諾	2,884
貸倒引当	4,944	<b>負債の部合計</b>	<b>763,750</b>
		<b>(純資産の部)</b>	
		資本剰余金	7,485
		資本準備金	5,875
		利益剰余金	5,875
		利益準備金	8,507
		利益準備金	1,609
		その他利益剰余金	6,897
		退職給与積立金	25
		別途積立金	6,031
		繰越利益剰余金	839
		自己株式	54
		<b>株主資本合計</b>	<b>21,812</b>
		その他有価証券評価差額金	181
		繰延ヘッジ損益	4
		土地再評価差額金	1,595
		<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>1,772</b>
		<b>純資産の部合計</b>	<b>23,585</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>787,336</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>787,336</b>

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |     |        |
|-----|--------|
| 建 物 | 2年～50年 |
| 動 産 | 2年～20年 |
- なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ14百万円減少しております。
- また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,775百万円であります。  
従来、破綻懸念先の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対し貸倒実績率に基づく予想損失率を乗じて貸倒引当金を計上してまいりましたが、急速な貸倒実績率の低下により算定基礎としての合理性が低下したことから、当中間期から、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債権については、個々の債権ごとに残存期間を算定し残存期間に対応する予想損失額を引当てしております。これにより従来の方法に比べ、その他経常費用は138百万円増加し、経常利益及び税引前中間純利益は同額減少しております。
9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。  
数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理  
なお、会計基準変更時差異（2,385百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
11. 役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を、役員退職慰労引当金として計上しております。  
従来、役員退職慰労金は支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）の公表を契機として、役員に対する退職慰労金の支給見込額を当該役員の在任期間にわたり費用分配することで期間損益の適正化を図るため、当中間期より役員退職慰労引当金を計上しております。  
これにより、従来の方法に比べ、営業経費は64百万円減少、経常利益は64百万円増加し、特別損失は170百万円増加、税引前中間純利益は106百万円減少しております。
12. 睡眠預金払出損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払出損失に備えるため、過去の払出実績に基づく将来の払出損失見込額を引当てしております。  
利益計上した睡眠預金の預金者への払出損失は、従来払出時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が公表されたことを契機として、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため、当中間期より払出損失見込額を引当計上しております。  
これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は8百万円減少、経常利益は8百万円増加し、特別損失は78百万円増加、税引前中間純利益は70百万円減少しております。
13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
15. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成11年1月22日））注14により、金利スワップ取引に係る金銭の受払の純額等を当該資産等に係る利息に加減して処理しております。
16. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

17. 関係会社の株式（及び出資）総額 54百万円  
 18. 有形固定資産の減価償却累計額 4,621百万円  
 19. 有形固定資産の圧縮記帳額 342百万円  
 20. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,445百万円、延滞債権額は20,213百万円であります。  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
21. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は178百万円であります。  
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,715百万円であります。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
23. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,553百万円であります。なお、20.から23.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
24. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は1,500百万円であります。
25. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,590百万円であります。
26. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
 日本銀行共通担保、為替決済担保、公金事務取扱担保、金融派生商品取引担保として、有価証券46,680百万円、現金預け金21百万円及びその他資産2百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち敷金保証金は407百万円であります。
27. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
 再評価を行った年月日 平成10年3月31日  
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。
28. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金9,800百万円が含まれております。
29. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,190百万円であります。なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。前中間期において上記相殺を行った場合は、前中間期末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ1,060百万円減少します。
30. 1株当たりの純資産額 3,114円18銭
31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。以下32.についても同様であります。  
 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債			
地方債	3,144	3,178	34
社債			
その他	35,440	31,918	3,521
合計	38,584	35,096	3,487

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの  
 該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	10,888	13,162	2,274
債券	145,667	144,716	951
国債	66,012	65,108	903
地方債	3,673	3,670	2
社債	75,981	75,936	44
その他	10,302	9,250	1,052
合計	166,858	167,129	270

なお、上記の評価差額から繰延税金負債88百万円を差し引いた額181百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

32. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券 社債	1,190
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式 関連法人等株式	54
その他有価証券 非上場株式	431

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は115,461百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が115,461百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	3,379 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	212
減価償却額超過額	155
有価証券償却	145
その他	213
繰延税金資産小計	4,105
評価性引当額	411
繰延税金資産合計	3,694
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	85
繰延税金負債合計	85
繰延税金資産の純額	3,609

35. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

36. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は10.21%であります。

**中間損益計算書 ( 平成19年4月 1日 から  
平成19年9月30日 まで )**

( 単位：百万円 )

	科 目	金 額
経	常 収 益	10,235
資	金 運 用 収 益	8,481
	( うち貸出金利息 )	( 6,118 )
	( うち有価証券利息配当金 )	( 2,025 )
役	務 取 引 等 収 益	1,243
そ	の 他 業 務 収 益	94
そ	の 他 経 常 収 益	416
経	常 費 用	9,195
資	金 調 達 費 用	1,574
	( うち預金利息 )	( 986 )
役	務 取 引 等 費 用	882
そ	の 他 業 務 費 用	66
営	の 業 務 経 費 用	5,985
そ	の 他 経 常 費 用	686
経	常 利 益	<u>1,040</u>
特	別 利 益	20
特	別 損 失	<u>268</u>
税	引 前 中 間 純 利 益	791
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	440
法	人 税 等 調 整 額	54
中	間 純 利 益	<u>406</u>

注 1 . 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 . 1株当たり中間純利益金額 53円62銭

3 . 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額434百万円、貸出金償却207百万円が含まれております。

4 . 「特別損失」には、役員退職慰労引当金繰入額170百万円及び睡眠預金払出損失引当金繰入額78百万円が含まれております。

# 第87期 中間決算公告

平成19年12月21日

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

株式会社 仙 台 銀 行

代表取締役頭取 三 井 精 一

## 中間連結貸借対照表 (平成19年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現 金 預 け 金	17,207	預 渡 性 預 金	723,080
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	56,500	借 用 金	22,450
買 入 金 銭 債 権	37	外 国 為 替 債	9,983
有 価 証 券	207,335	そ の 他 負 債	0
貸 出 金	486,382	賞 与 引 当 金	3,043
外 国 為 替 産 産	95	退 職 給 付 引 当 金	240
そ の 他 資 産	5,065	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	525
有 形 固 定 資 産	12,099	睡 眠 預 金 払 出 損 失 引 当 金	106
無 形 固 定 資 産	202	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	70
繰 延 税 金 資 産	4,342	支 払 承 諾	1,893
支 払 承 諾 見 返 金	2,884		2,884
貸 倒 引 当 金	5,076	<b>負債の部合計</b>	<b>764,278</b>
		<b>(純資産の部)</b>	
		資 本 金	7,485
		資 本 剰 余 金	5,875
		利 益 剰 余 金	6,906
		自 己 株 式	54
		<b>株主資本合計</b>	<b>20,212</b>
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	181
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,397
		<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>2,573</b>
		少 数 株 主 持 分	10
		<b>純資産の部合計</b>	<b>22,796</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>787,074</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>787,074</b>

## 中間連結財務諸表の作成方針

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等  
会社名 仙銀ビジネス株式会社  
仙銀カード株式会社  
非連結の子会社及び子法人等  
該当ございません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等  
該当ございません。  
持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等  
該当ございません。

### (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日と中間連結決算日は一致しております。

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 当行並びに連結される子会社の有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
動 産	2年～20年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ16百万円減少しております。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

7. 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

なお、連結される子会社の外貨建資産・負債はございません。

8. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,775百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

従来、破綻懸念先の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対し貸倒実績率に基づく予想損失率を乗じて貸倒引当金を計上しておりましたが、急速な貸倒実績率の低下により算定基礎としての合理性が低下したことから、当中間連結会計期間から、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債権については、個々の債権ごとに残存期間を算定し残存期間に対応する予想損失額を引当てております。これにより従来の方法に比べ、その他経常費用は138百万円増加し、経常利益及び税金等調整前中間純利益は同額減少しております。

9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（2,385百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては、同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

11. 役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を、役員退職慰労引当金として計上しております。
- 従来、役員退職慰労金は支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）の公表を契機として、役員に対する退職慰労金の支給見込額を当該役員の在任期間にわたり費用配分することで期間損益の適正化を図るため、当中間連結会計期間より役員退職慰労引当金を計上しております。
- これにより、従来の方法に比べ、営業経費は64百万円減少、経常利益は64百万円増加し、特別損失は170百万円増加、税金等調整前中間純利益は106百万円減少しております。
12. 睡眠預金払出損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払出損失に備えるため、過去の払出実績に基づく将来の払出損失見込額を引当てております。
- 利益計上した睡眠預金の預金者への払出損失は、従来払出時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が公表されたことを契機として、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図るため、当中間連結会計期間より払出損失見込額を引当計上しております。
- これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は8百万円減少、経常利益は8百万円増加し、特別損失は78百万円増加、税金等調整前中間純利益は70百万円減少しております。
13. 当行並びに連結される子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。連結子会社はヘッジ会計を適用しておりません。
15. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成11年1月22日））注14により、金利スワップ取引に係る金銭の受払の純額等を当該資産等に係る利息に加減して処理しております。
16. 当行並びに連結される子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
17. 有形固定資産の減価償却累計額 5,408百万円
18. 有形固定資産の圧縮記帳額 343百万円
19. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,445百万円、延滞債権額は20,305百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
20. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は188百万円であります。
- なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,776百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,716百万円であります。なお、19. から22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は1,500百万円であります。
24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,590百万円であります。
25. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 日本銀行共通担保、為替決済担保、公金事務取扱担保、金融派生商品取引担保として、有価証券46,680百万円、現金預け金21百万円及びその他資産2百万円を差し入れております。また、その他資産のうち敷金保証金は221百万円あります。
26. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。
27. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金9,800百万円が含まれております。
28. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は、1,190百万円あります。なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。
- 前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ1,060百万円減少します。
29. 1株当たりの純資産額 3,008円69銭

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。以下31.についても同様であります。  
満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
国債			
地方債	3,144	3,178	34
社債			
その他	35,440	31,918	3,521
合計	38,584	35,096	3,487

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）
株式	10,888	13,162	2,274
債券	145,667	144,716	951
国債	66,012	65,108	903
地方債	3,673	3,670	2
社債	75,981	75,936	44
その他	10,302	9,250	1,052
合計	166,858	167,129	270

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 8 8 百万円を差し引いた額 1 8 1 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

31. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）
満期保有目的の債券 社債	1,190
その他有価証券 非上場株式	431

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。  
これらの契約に係る融資未実行残高は 1 2 0 , 6 7 2 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 1 1 4 , 2 2 1 百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
33. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。
34. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率（国内基準）は9.85%であります。

中間連結損益計算書

平成19年 4月 1日から  
平成19年 9月30日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		10,314
資金運用収益	8,529	
(うち貸出金利息)	( 6,165 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 2,025 )	
役務取引等収益	1,270	
その他業務収益	94	
その他経常収益	420	
経常費用		9,197
資金調達費用	1,575	
(うち預金利息)	( 985 )	
役務取引等費用	885	
その他業務費用	66	
その他経常費用	5,950	
	720	
経常利益		1,116
特別利益		20
特別損失		268
税金等調整前中間純利益		868
法人税、住民税及び事業税		457
法人税数		29
中間純利益		2
		443

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり中間純利益金額 58円52銭  
 3. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額459百万円、貸出金償却210百万円が含まれております。  
 4. 「特別損失」には、役員退職慰労引当金繰入額170百万円及び睡眠預金払出損失引当金繰入額78百万円が含まれております。